

# ○ふるさと納税の控除額の計算方法

## ◆控除額の計算方法

地方公共団体(都道府県及び市区町村)に対して寄附を行った場合、2000円を超える部分について、通常の所得税や住民税の寄附金控除のほか、住民税所得割額の10%を上限として、住民税の特例控除が行われます。

※税を新たに納めるものではなく、地方公共団体(都道府県及び市区町村)に寄附をした場合、所得税・住民税から一定の寄附金控除が行われるものです。

### 【寄附金控除】①+②+③

【住民税控除】①+②

①基本控除額  $:(寄附金※1 - 2,000円) \times 10\%$

②特別控除額※2  $:(寄附金※1 - 2,000円) \times (90\% - 所得税率※3)$

【所得税控除】

③  $(寄附金※1 - 2,000円) \times 所得税率※3$

※1: 1月から12月の合計寄附金額。また複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額。総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

※2: 住民税所得額の1割が限度

※3: 所得税率は所得金額に応じて0~40%

## ◆控除額のモデルケース

〈年収700万円 夫婦2人 所得税率20% 住民税率10% 3万円寄附〉の場合

【寄附金控除対象額】①+②+③=28,000円

【住民税控除】①+②=25,200円

①基本控除額  $(30,000円 - 2,000円) \times 10\%$ (住民税率)=2,800円

②特別控除額  $(30,000円 - 2,000円) \times (90\% - 10\%$ (所得税率))=22,400円

【所得税控除】

③  $(30,000円 - 2,000円) \times 10\%$ (所得税率)=2,800円

寄附金:30,000円

控除の対象外 2,000円	【寄附金控除対象額】①+②+③ 28,000円	
	住民税の控除額計①+②=25,200円	③所得税の控除額
	①住民税の基本控除額 2,800円	②住民税の特別控除額 22,400円
		2,800円

## 自己負担額が2,000円となる寄附額の目安

【給与所得者の場合】

給与収入	夫婦(妻:専業主婦)と子2人(高校生と大学生)			夫婦(妻:専業主婦)のみ			独身		
	課税所得 (住民税)	寄附金	税の軽減額	課税所得 (住民税)	寄附金	税の軽減額	課税所得 (住民税)	寄附金	税の軽減額
300万円	18万円	3,000円	1,000円	96万円	12,000円	10,000円	129万円	16,000円	14,000円
400万円	82万円	9,000円	7,000円	160万円	20,000円	18,000円	193万円	24,000円	22,000円
500万円	152万円	17,000円	15,000円	230万円	30,000円	28,000円	263万円	34,000円	32,000円
600万円	222万円	27,000円	25,000円	300万円	39,000円	37,000円	333万円	43,000円	41,000円
700万円	296万円	38,000円	36,000円	374万円	55,000円	53,000円	407万円	59,000円	57,000円
800万円	376万円	55,000円	53,000円	454万円	66,000円	64,000円	487万円	71,000円	69,000円
900万円	456万円	66,000円	64,000円	534万円	77,000円	75,000円	567万円	82,000円	80,000円
1,000万円	542万円	79,000円	77,000円	620万円	90,000円	88,000円	653万円	94,000円	92,000円
1,200万円	724万円	105,000円	103,000円	802万円	121,000円	119,000円	835万円	126,000円	124,000円
1,500万円	997万円	176,000円	174,000円	1,075万円	190,000円	188,000円	1,108万円	195,000円	193,000円
2,000万円	1,472万円	259,000円	257,000円	1,550万円	273,000円	271,000円	1,583万円	279,000円	277,000円
2,500万円	1,947万円	390,000円	388,000円	2,025万円	406,000円	404,000円	2,058万円	413,000円	411,000円
3,000万円	2,422万円	485,000円	483,000円	2,500万円	501,000円	499,000円	2,533万円	508,000円	506,000円
3,500万円	2,897万円	580,000円	578,000円	2,975万円	596,000円	594,000円	3,008万円	603,000円	601,000円
4,000万円	3,372万円	675,000円	673,000円	3,450万円	691,000円	689,000円	3,483万円	698,000円	696,000円
4,500万円	3,847万円	770,000円	768,000円	3,925万円	786,000円	784,000円	3,958万円	793,000円	791,000円
5,000万円	4,322万円	865,000円	863,000円	4,400万円	881,000円	879,000円	4,433万円	888,000円	886,000円
7,000万円	6,222万円	1,245,000円	1,243,000円	6,300万円	1,261,000円	1,259,000円	6,333万円	1,268,000円	1,266,000円
1億円	9,072万円	1,815,000円	1,813,000円	9,150万円	1,831,000円	1,829,000円	9,183万円	1,838,000円	1,836,000円

【年金生活者の場合】

○夫婦(夫70歳・妻69歳)

年金収入	課税所得 (住民税)	寄附額	税の軽減額
200万円	0円	2,000円	0円
300万円	83万円	11,000円	9,000円
400万円	156万円	19,000円	17,000円
500万円	232万円	30,000円	28,000円

【年金生活者の場合】

○独身(70歳)

年金収入	課税所得 (住民税)	寄附額	税の軽減額
200万円	29万円	5,000円	3,000円
300万円	119万円	15,000円	13,000円
400万円	192万円	24,000円	22,000円
500万円	268万円	35,000円	33,000円

※所得額、家族構成、寄附額、その他の控除額等によって、税の軽減額や自己負担額は変動します。